

【アメリカ】 グアタナモ収容所被拘禁者の取扱いに関する大統領令

海外立法情報課・井樋 三枝子

* 2011年3月7日、オバマ大統領は、グアタナモ収容所の被拘禁者の取扱いについての大統領令 13567 に署名した。オバマ大統領は、就任直後の 2009年1月22日に大統領令 13491、13492、13493 に署名し、非人道的との批判も多かったブッシュ前政権のテロ容疑者への対応を大幅に変更したが、今回の大統領令で、前政権時の制度の適用を復活させる動きがみられる。

テロ容疑者の処遇及びグアタナモ収容所をめぐるこれまでの動き

オバマ大統領は、就任時にグアタナモ収容所（以下「グアタナモ」という。）の閉鎖を公約しており、2009年1月22日に署名した大統領令 13492 において、「できる限り速やかに、遅くとも1年以内に閉鎖する」ことを定めた。2010年9月に大統領は、改めての閉鎖を公言したが、現在もグアタナモは閉鎖されていない。

オバマ大統領のこれまでのグアタナモ被拘禁者等への対応は、次のとおりである。

<テロ容疑者に対する尋問方法を制限する大統領令 13491(E.O.13491): 2009年1月22日署名>

- ・ブッシュ前大統領が定めたジュネーヴ諸条約共通3条（国際的性質を有しない紛争における、傷病者や捕虜等の取扱い）をアルカイダ等のテロリストに適用しないとした大統領令 13440(2007年7月20日署名)を廃止する。
- ・テロ容疑者を最低でもジュネーヴ諸条約共通3条に従い処遇し、尋問は米軍のフィールドマニュアル（戦闘等に必要な技術のマニュアル）に従うことを義務付ける。
- ・テロ容疑者の尋問と移送について方針を検討する特別省庁間タスクフォースを設立する。構成員は、司法長官（議長）、国家情報長官、国防長官、國務長官、国土安全保障長官、CIA長官及び統合参謀本部議長とする。
- ・タスクフォースは、フィールドマニュアルの尋問方法とともに、これまで実行された移送について評価・研究を行う。大統領令署名の日から180日以内に、評価・研究について、大統領に報告書を提出する。

<グアタナモ被拘禁者の審査とグアタナモ閉鎖に関する大統領令 13492(E.O.13492): 2009年1月22日署名>

- ・大統領令署名の日から遅くとも1年以内の、グアタナモの閉鎖を義務付ける。
- ・グアタナモの全被拘禁者に対する迅速な審査を実施する。
- ・審査の担当者は、司法長官（議長）、国防長官、國務長官、国土安全保障長官、国家情報長官及び統合参謀本部議長とする。
- ・司法長官に、行政各部門が有する被拘禁者に関する情報の統合を義務付ける。

- ・ 審査担当者は、被拘禁者の移送、訴追、それ以外の処遇を決定する。
- ・ 審査担当者に連邦議会と共同し、被拘禁者の合衆国内への移送に関する適切な立法を行うこと等の検討を義務付ける。
- ・ 全被拘禁者の審査が終了するまで、特別軍事法廷の全ての手続を停止する。

特別軍事法廷とは、ブッシュ前政権時に成立した 2006 年特別軍事法廷法 (P.L.109-366)で、グアンタナモ被拘禁者を連邦裁判所以外で裁くために、軍法会議と類似の制度として設立されたものである。軍法会議は、米国軍人を裁くものであるため、テロ容疑者の裁判はできない。特別軍事法廷において、裁判長は軍裁判官、構成員は米軍から選出される。訴追と弁護は軍の法務部が行う。

< 拘禁者処遇の検討に関する大統領令 13493(E.O.13493): 2009 年 1 月 22 日署名 >

- ・ テロや武力紛争において拘束、逮捕された者の処遇について検討する特別省庁間タスクフォースを創設する。
- ・ タスクフォースは、逮捕、拘束、解放、移送やそれ以外の処遇について包括的に、合法的な方策を検討する。構成員は、E.O.13491 のタスクフォースと同様とする。

大統領令 13567

大統領令 13567(E.O.13567)が、2011 年 3 月 7 日に署名されると同時に、国防長官は、特別軍事法廷の全手続の停止を定めた E.O.13492 による、グアンタナモ被拘禁者の特別軍事法廷への起訴停止を命じた長官命令を撤回した。

特別軍事法廷の全手続の停止は、グアンタナモの全被拘禁者が「戦時国際法による被拘禁者」(連邦議会により承認された 2001 年武力行使の容認(P.L.107-40)をはじめとする、一連の武力行使容認を根拠とする戦時国際法に基づく被拘禁者)としての地位を有するか否かに関する審査が終了するまでの措置であると、E.O.13492 に規定されていた。長官命令撤回の根拠は、この審査の完了と 2009 年に特別軍事法廷法が改正 (P.L.111-84)され、被告人の保護が強化される等、特別軍事法廷に重要な改革がなされたこと等とされた。ただし、オバマ大統領は、グアンタナモ閉鎖の方針は依然として変更しないと、可能となり次第、被拘禁者を連邦裁判所で裁くとしている。

しかし、連邦議会が 2010 年 12 月に可決した 2011 会計年度国防授權法(P.L.111-383)には、理由のいかんにかかわらず、国防省が歳出を認められるいかなる予算もグアンタナモ被拘禁者の合衆国への移送に使用すること、移送支援のために使用することを禁止する条項が存在する。政府はこの規定が、特定の被拘禁者が特別軍事法廷よりも連邦裁判所で裁かれることが適切である場合に、障害となるとして批判している。

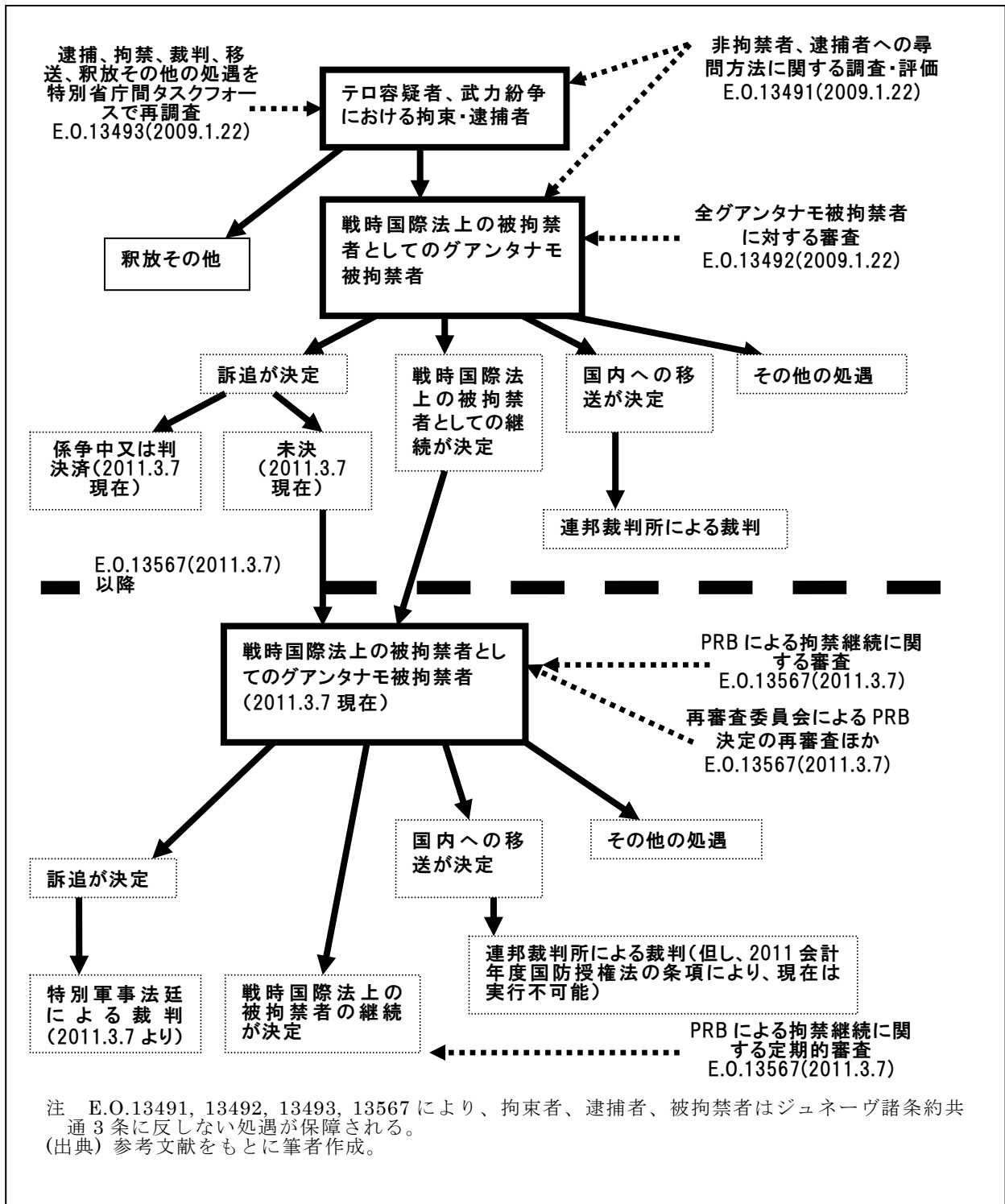
今回の E.O.13567 の内容は、以下のとおりである。

- ・ 「定期的審査委員会(PRB)」を新設する。委員として、国務省、司法省、国土安全保障省の高官・国家情報長官及び統合参謀本部議長を任命する。
- ・ PRB の審査対象は、E.O.13492 により義務付けられた全グアンタナモ被拘禁者に関

する審査により「戦時国際法による被拘禁者」と認められて引き続き拘禁が決定したもの及び訴追が決定したもの（裁判係争中又は有罪判決が出たものは除く。）とする。

- ・被拘禁者には、憲法上の人身保護令状による特権を認めるが、合衆国の安全保障に重大な影響を与える場合には、戦時国際法上の拘禁が継続される。
- ・戦時国際法上の拘禁を継続する場合は、PRBによる審査を定期的を実施する。
- ・PRBによるグアタナモ被拘禁者に対する最初の審査は、遅くとも大統領令の日より1年以内に実施することが義務付けられる。
- ・PRBの審査にあたり、聴聞会を実施する。
- ・聴聞会で、被拘禁者はPRBの評価を事前に通知された上で、被拘禁者が理解可能な言語で作成された書面により、拘禁継続をPRBが判断する根拠となった事実と情報について非機密情報の要旨の提示を受ける。
- ・被拘禁者は、政府機密情報へのアクセス権限を持った代理人（弁護士）を政府から無償提供される。代理人は、被拘禁者の利益のために政府の情報を利用する責任を有する。
- ・被拘禁者は、自費による私選の代理人の雇用が認められる。
- ・被拘禁者は、自身が戦時国際法に基づく被拘禁者に該当するかどうかにつき、PRBに対し書証、証言、関連情報の提示や適切な情報を提示しうる証人を招聘することが認められる。
- ・国防長官は、PRB及び被拘禁者の代理人に対し、E.O.13492に基づく被拘禁者の処遇に対する勧告の中で、戦時国際法に基づく拘禁の継続に関連する情報提供が義務付けられる。また、その後得られた情報も集積する。ただし、代理人に対しては、国家安全保障上の問題があるとPRBが判断した場合、代替として要旨の提供を行う。私選の代理人に対しては、要旨のみを提供するが、国家安全保障上の問題等がある場合は、この限りでない。
- ・拘禁継続となった場合は、PRBによる3年ごとの聴聞会と全体的見直し、6か月ごとの書類調査が、被拘禁者に対して実施される。
- ・「再審査委員会(Review Committee)」を創設する。委員は、国務長官、国防長官、司法長官、国土安全保障省長官、国家情報長官及び統合参謀本部議長とする。
- ・再審査委員会の委員が、PRB決定から30日以内にその再審査を求める場合やPRBが拘禁継続等に関する結論を出せない場合は、同委員会が再審査を実施する。また、同委員会は、被拘禁者を移送する際の効率性等についての年次調査を実施する。
- ・PRB及び再審査委員会が、拘禁の打ち切りを決定した場合、国務長官と国防長官はジュネーブ諸条約に反しない人道的な取扱で、被拘禁者の合衆国外への適切な移送を義務付けられる。
- ・司法省及び国防省は、戦時国際法上の被拘禁者について、その訴追可能性や国家安全保障上、訴追することが適切であるかについて、引き続き検討する責務を負う。

< 逮捕者・拘束者・拘禁者の流れ >



参考文献(インターネット情報はすべて2011年3月22日現在である。)

- ・ 大統領令については、ホワイトハウスウェブサイト上の“Executive orders”<<http://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/executive-orders>>を参照。
- ・ 木村元「グアンタナモの拷問被害者による損害賠償請求事件」『GEMC journal』no.1, 2009.3, pp.66-81.<http://www.law.tohoku.ac.jp/gcoe/gemc/01/gemc_01_cate4_4.pdf>